

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

土地の取得価額

Q :このたび、会社で土地を取得しました。土地の取得価額は、どのように計算したらいいのですか？

A :購入代価に仲介手数料等取得のために直接要した費用と事業の用に供した費用の額を加算した金額が取得価額となります。

【解説】

土地の取得価額は、次のように算出します。

取得価額＝購入先に支払った購入代価＋仲介手数料その他取得のために直接要した費用＋事業の用に供するために直接要した費用

また、次の費用は、取得価額に含めなければならないとされています。

- ① 土地とともに取得した建物を取得後おおむね1年以内に取り壊した場合など、土地を利用する目的で取得したと認められる場合はその建物の帳簿価額及びその取り壊し費用
- ② 土地の取得に伴って支払う立退き料
- ③ 土地の造成又は改良のために要した費用
なお、次のような費用は、土地の取得価額に含める必要はないとされています。
- ① 不動産取得税
- ② 特別土地保有税(土地の取得にかかるもの)
- ③ 登録免許税その他登記のために要する費用
- ④ 建設計画変更により不要になったものにかかる費用
- ⑤ 契約解除の違約金の額

